

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成24年12月7日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

12月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第54号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（山本靖一委員、原田平委員、木村勝彦委員）	
議案第57号の審査	12
質疑（山本靖一委員）	
議案第61号の審査	17
議案第65号の審査	17
質疑（山本靖一委員）	
議案第55号の審査	19
質疑（山本靖一委員）	
採決	21
所管事務調査について	21
閉会の宣告	21

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年12月7日（金）午前10時 開会
午前11時46分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 村上英明 委員 山本靖一
委員 木村勝彦 委員 原田 平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 吉田和生
土木下水道部長 藤井義己 同部次長兼下水道事業課長 山口繁
同部参事兼道路管理課長 堀 和夫 同部参事兼下水道業務課長 石川裕司
道路管理課参事 川上昭人 道路交通課長 山本博毅
下水道事業課長代理 檜本宏充
水道部長 宮川茂行 同部次長兼工務課長兼浄水課長 渡辺勝彦
同部参事兼総務課長 豊田拓夫 同部参事 池上敦実 営業課長 小明哲也

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件（審査順）

議案第54号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第57号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件
議案第65号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
議案第55号 平成24年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
所管事務調査について

(午前10時 開会)

○野原修委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走に入って忙しい中、また衆議院議員選挙のさなかではありますが、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、過日の本会議で建設常任委員会に付託されました5件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、木村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第54号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 議案第54号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第4号)のうち、土木下水道部にかかわります部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正をお願いいたします予算の内容で、まず、債務負担行為の追加でございます。

7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為の補正をご覧願います。5

行目の交通指導業務委託事業でございますが、本年、4月1日に施行しました摂津市自転車安全利用倫理条例に基づき、自転車利用者への安全利用を啓発するとともに、違法駐車追放のため、違法駐車重点地区でありますJR千里丘駅東、及び千里丘駅西、並びに千里丘駅前広場、及びその周辺と、阪急正雀駅前周辺、烏飼地区の迷惑駐車等防止指導にあわせて安全安心パトロールを行っております。現契約が平成22年4月から平成25年3月の3年契約を締結しておりますが、契約期間が満了となるため、債務負担行為の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、32ページをお開き願います。お手元に配付させていただいております建設常任委員会資料もあわせてご参照いただくようお願い申し上げます。款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう整備費、節17、公有財産購入費では、土地購入費でございます。今回の補正予算では、別府地域ほかで道路敷と使用されております国有農地の取得事業費としまして7,000円の追加補正をお願いするものでございます。用地取得の要因となりましたのは、本年1月24日の閣議決定により、平成24年度末におきまして、農林水産省所管の食糧安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定を廃止し、その財産を一般会計へ移管することが決定され、不要とされた国有農地も含めた国有財産を一般会計へ移管されることとなります。また、不要となった国有用地などは、公的要望の有無を確認の上、要望がない場合は一般競争入札により売却することとされております。本年7月10日にこの通知を受けました大阪府から本市へ国有農地を道路として必要とする場合には、今年度

内に用地取得をするようにとの申し出がございました。本市では認定道路の所有権取得及び生活道路の通行権の確保や、公共下水道、水道などのライフライン敷地の用地確保の上で必要であることから、用地の取得は必要であると判断しております。

それでは、それぞれの取得対象といたします国有農地についてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。位置につきましては、市立第48集会所の北側の別府57号線の一部で、別府一丁目29番2及び1524番2の2筆で、公簿面積が9.91平方メートルでございます。

続きまして、資料の2ページをごらん願います。位置につきましては、別府二丁目949番22で、別府公民館北側の開発により築造された道路の一部と、同じく別府二丁目1068番31で府道大阪高槻線の交差点から北へ向かう市道別府21号線の一部と、別府21号線から分岐し、大阪経済大学グラウンド沿いの市道別府22号線内の一部と、この2路線に接道する生活道路と、同じく別府二丁目1068番45、1536番3で、市立第43集会所北側の市道別府21号線から江口団地方面に向かう生活道路で、合計4筆、公簿面積は6,283平方メートルでございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。位置につきましては、一津屋二丁目439番3と442番2の2筆で、市営一津屋第1団地の西側でダイキン工業株式会社淀川製作所の東側の南北道路でございます。公簿面積は264平方メートルでございます。

最後に資料の4ページをご覧ください。位置につきましては、南別府町1534

番2で、府営摂津南別府住宅の東に位置する南別府町4号線の一部でございます。公簿面積は132平方メートルでございます。

以上、合計9筆、公簿面積6,688.91平方メートルの用地取得を予定しているところでございます。取得に要する費用は、当時の価格の7,000円となっております。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 今の説明の部分でお伺いをしたいと思います。

今回は市が必要とするところを買い取るというお話です。他にもこういう国有農地が走っているのではないかというふうな思いがするんですけれども、あえてここだけを取り取るという基準、それを教えていただきたいと思います。

それから、開発に当たって国有農地との関係で、業者のほうは随分、手間がかかっていたというふうな経過があった。国有農地があることによって道路の後退とか、いろんな事務上の問題とか、実質的に自分の土地を後退させるとか、いろんなこれまで経過があった。こういうことに対して、市が改めて責任を持っていかなければならないと思うんです。そのことによって生じる、開発される方にとってのメリット、それから市の担当としての大変さとか、いろんな部分の兼ね合いとして出てくるのではないかというふうな気がするんですけれども、この辺をあわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、全体として減額補正なんですけれども、人件費事業についての予算は建設常任委員会でお聞きできないのか

もわかりませんが、人事異動や退職もあったということなんです。権限移譲に関係して条例改正も出てきているわけですが、こういう人事異動によって人が減ったりとか、あるいはベテランの職員が退職されてその補充に新しい人が配属されるというふうなことになるのと、全体を通して出てくる人件費の減額補正が今の体制に影響を及ぼさないのかということについて、聞かせていただきたいと思います。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 まず、買い取りの基準でございます。国有用地の買収につきましても、先ほど部長が説明しましたように、特別会計から一般会計に移管されるため、大阪府農林水産室から、土地は売れる状態であるという確認をされた上で、買い取ったらどうですかという形で買い取りの提案がございました。ご指摘のとおり、別府の地区には、私たちが把握してる場所がまだまだたくさんあります。ただ、その土地が本当に道路であるかといえば、向こうの資料の中にも、私たちが持つてる資料の中にも一部、個人地とされてる土地もございます。そういう土地につきましても、今現在、管理が農林水産省から大阪府に法的に移管されておりますので、大阪府が売れるという判断で摂津市にどうですかと求められた場合には対応していきたいという考えを持っております。

あと、開発に際しては、道路後退などいろいろ出てきましたが、市が国有農地を取得した場合のメリットといたしまして、国有地でありますと、大阪府が管理しておりますので、配水管、ガス管、生活ライフラインは大阪府の占用許可という形になってます。今までは国有農地があるために私どもが認定できなかったこ

ともございました。移管を受けましたりしますと全体的に認定しておりますので、いろいろ問題がございました、市が土地を取得したことで確保をして、認定できることになりまして、極端に言えば第三者がその土地を買い取るという問題もなくなってくると思っております。市が舗装に対しても責任を持って施工しますので、生活の安全性は確保できると。そして、ライフラインに対しましても布設が容易になっていくと思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 人件費については総務常任委員会の所管ということになっているからですが、例えば都市計画費の中で1,600万円を超える減額になってるんですけど、何人ほど減って、体制としてどうなるのかというのを聞きたいのに、都市整備部は出席されていません。全く審査できないと、そうなるんですけど、これは後にしたいと思っております。

今、教えていただいた府から土地について買い取ったらどうですかという提案を受けて、買い取ると答えを出された。基準は大阪府が示した売れる土地ということです。そこでお聞きしたいんですが、売れる土地ということでは、境界がはっきりしてるということになってるんだと思うんですけど、今、示していただいた別府地域の土地などはほとんど個人の土地に国有地が隣接しています。そうすると、測量とか境界明示とかというものがきちんとされている状態だという解釈をするわけですが、間違いないですか。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 確かに、面積といえば公簿面積という形で、ご指摘のとおり、境界はどうなっているかという疑

問を持たれると思うんですが、この地区に対しては今年度、地籍調査を行っております。それにあわせて、境界を確定して、不足してる境界につきましてもはっきりさせていきたいという考えで境界確定をしていきたいと思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 私の所にもいろんな文書が来ていました。立ち会いなどについて、おられないところは委任状を出してくださいという、そんなことが来てたと思うんですけれども、つまりまだ境界は確定してない部分もいろいろあるけれども、とりあえず買っておこうということなんでしょうか。

例えば、立ち会いをして境界をきちんとするということにも、境界明示のためのいろんな費用がかかると思うんですけれども、そういうものは一切、今回の補正予算にはあがっていません。これはまた後日ということになるんでしょうけど、一定の予算措置などはされているのか。その辺を聞かせてください。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 境界につきましては地籍調査で明確にしております。そして、地籍調査は区域で行うものですが、買収予定の土地につきまして境界確定という形で、地籍調査の中で道路区域を確定しております。ただ、ご承知のように、これを認定道路、生活道路、別に分けていくとなりますと、新たに分筆手数料の作業、そういう形の費用は発生するかと思いますが、買収は公簿に基づいて行いまして、現地確認して面積、その他、修正すべきものは地籍調査の中で行っていきたいと思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 7,000円というのは面積に対する金額です。1平方メート

ルあたりで金額が小さいからだと思うんですけど、非常にアバウトな数字ではないかという気がするんです。むしろ境界を確定したりとか、測量するお金のほうが費用としてかかるのではないかと思ったりもするわけですけども、大体どれくらいかかるかというのを聞かせていただきたいと思います。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 先ほど補足説明の中で申し上げましたように、今年度未までに買い取る意思を示さなければいけないということで、価格については昭和22年に当時の農林省が買った公簿価格でお願いしたいという協議によりまして、公簿面積トータル6,688.91平方メートル、おおよそ1平米当たり約1円ということで、トータル金額7,000円です。今のところは公簿面積に含まれる土地の名義を摂津市に変えていこうではないかということで、いずれにしても、市で調査した中では全て道路敷に該当します。お住まいになっておられる方、また事業所等につきましては全て摂津市の方でございまして、これを市が買わないということを示せば一般の売却をするということですので、市町村が購入しないときには一般競争入札に変えて売ってしまうということをしては困ります。確かに、境界等の立ち会いについて問題は生じております。今までは農林水産省と立ち会いしてくださいということをしてございましたけれども、やはり、国のほうで閣議決定され、今年度未までに買い取る意思を示さなければいけないということですので、これに従って名義を摂津市に変えていこうと。確かに委員がおっしゃるように、まず用地の確定、それと推定でございましてけれども、この面積が本当に実在するのかというこ

とが、今後出てくるかもしれません。そういうふうなことを含めまして、分筆しなければならぬ事態も生じてくるかもしれませんし、これについては今後の予算の中で対応していきたいと、こう考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 今まで国や大阪府が道路管理も含めてきちんと責任を果たしていくということになっていたのが、実際にはそういうことができないから市のほうにやってくださいというのは、無責任な話だと思えます。例えばここに不法占拠があったって、市が責任を持って撤去をしなければならないというようなことが発生してくるわけです。そうすると、そのために人員も要りますし、費用もかかってきます。住民との摩擦も直接、今度は自治体として背負っていかなくてはならない。そんなことにつながってくるわけです。そうすると、今、言いましたように、その窓口になるのは、道路所管部署もありますけれども、開発が伴ってきたら都市整備部というふうなことにもなってくるわけです。都市計画費で1,671万9,000円の減額補正ということになってるわけです。これは人件費事業の予算だから関係ないと言えないわけです。こういういろんな問題を背負っていく体制のことが私は気になります。本当に、今後、責任を果たしていけるのかなと。その辺を、まずは土木下水道部について、本当にそういうことが果たしていけるかということを確認していきたいと思えます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 資料に示しておりますように、今回、買おうとしておりますのは道路敷だけを対象として考えております。この土地につきましては、例

えば資料の2ページを見ていただければわかりますように、認定道路もあれば未認定道路もございます。特に未認定道路につきましては、これはうちの管轄ではございません。農林水産省と思われまして、思われましてという言い方をしてきたという事実もございます。ですが、ほぼ農林水産省であろうかということが出てきましたので、これについては、先ほど言いましたように、確かに購入しませんということも言えます。認定道路は言えないと思えますけれども、認定道路外につきましては、摂津市では必要ないですということが言えるかということも検討いたしました。摂津市が購入しない場合、一般競争入札で、例えば沿道の方々が個別に買われるかもしれない。そうしますと、摂津市に必要ですかと最初に問いかけたにもかかわらず、摂津市は要らないと言ったということだけが浮上いたします。やはり、道路敷を買うべきであろうと考えます。確かに、今後、どういう問題が出てくるかといいますが、まずは明示の立ち会いです。買った土地がどこにあるのかということを確認していかなければならない。先ほど委員がおっしゃったように、不法占拠があるやもしれません。今現在、買おうとしてるところにはございません。ございませんけれども、今後、そういうリスクというのは背負い込まなければならぬ。やはりこういうふうな一般的な何人でも通れるような形態をなしてる道路については買うべきであると。まずはそこから始めていかないと、リスクがあるから買わないほうがいいんじゃないかということにはならないと思えますので、買っていきたいということで考えております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 認定されたところは買っ

て、未認定のところについてはまだ方針を出しておらないというような部長の見解ですが、例えば農業用水路も含めてそういうところはどういう状況にあるのかお尋ねしたいと思います。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 未認定の中で、例えば、資料の2ページをご覧ください。先ほどの説明の中で生活道路と申し上げたところが未認定でございます。この道路敷の取得についても買っていきます。ですので、今現在でわかっておる部分で国有農地で道路認定もしていないということは、ただ単に現況が道路敷であると、摂津市の部分については何もないというところですが、ここで買うことによりまして摂津市の権原が発生し、今後、国有農地と呼ばれてるところが摂津市の管理道路に変わると。この管理道路をどういうふうにしていくかというのはまだまだこれからの議題でございます。やはり認定を打つということになれば最低4メートル以上にしなければならない。建築基準法に基づく場合は道路敷の中心から両側にそれぞれ2メートル後退していただくと、このようになろうかと思っておりますので、未認定道路についても取得していくと、こういう考え方でございます。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 了解。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 申しわけありません。お聞きするのを忘れていまして、補正予算書の33ページ、節20、繰入金、公共下水道事業特別会計繰入金で969万2,000円の減額処理しています。これは要らなくなったお金を一般会計に戻すと、そういうことだと思っておりますけれども、決算審査の委員会でもお聞きしました。特別会計の中で頑張った分は残し

ていただくというようなときもありましたが、こういう形でルール化されてしまっているのでしょうか。返してしまうということではなしに、これは踏ん張って残していくという考え方はなかったのかという思いもするんです。改めてこの考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、委員長にお聞きしたいんですけれども、都市整備部は、なぜ一人も出席しないのかと疑問に思うんです。人件費事業についての予算は所管外であるけれども、体制問題についてはここで聞いておかなければならないことかと思うんですけれども、例えば一般職が補正後では4人ほど減ってるんです。補正前は578人、補正後は574人、ということで、44ページに一般職の総括ということが出てくるんですけれども、都市計画費で約1,600万円減額されている関係でいえば、大分、体制が変わったというふうな思いもするんですけれども、そのことによって、先ほど言いましたけれども、仕事に支障はないのかということも気になるところです。この辺については今日は質疑できないのでしょうか。

○野原修委員長 先に公共下水道事業特別会計繰出金の件について答弁を求めます。

石川参事。

○石川土木下水道部参事 特別会計繰出金の減額で、その内容についてのご質問でございます。今回、人件費の減額に伴いまして、人件費に充てられていた繰入金であるとか使用料、こういったものが減少しますので、使用料減少分については、これは公債費の利子償還金に充てられていた基準外の繰入金を減らしていくというようなことで、最終的にこの減額となっているものでございます。

財政課とどのような取り決めがあるの

かということでございますけども、以前は赤字があった中で、雑入があったわけなんですけども、今現在、赤字も解消しております。赤字であれば人件費が減少した場合に、雑入を減らすというようなこととしておりました。ただ、実質赤字がないという中で、基準外の繰入金を返している。ただ、最終的に実質赤字にならないような繰り入れ、その辺は財政課にお願いをしてるところでございます。実質収支で赤字とならないような繰り入れをお願いしている一方で、財政課は黒字が確保できるような繰り入れはするけれども、大幅な黒字というのは財政が厳しい中で困難ということなんです。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 都市整備部の方が出席されていない点についてですが、所管の部長、お一人だけでもおいでになったら事が済むと思うんですけれども、委員長、どうでしょうか。

公共下水道事業特別会計繰出金についてですが、人件費を返したということなんですけれども、赤字になるようなら、残しといてもらうという、これは大事なところなんですけれども、それは間違いありません。赤字がなくなって、約180万円の黒字になったから、公共下水道事業特別会計で努力した部分は全部、一般会計に返していきましようというような、そんな理解をするわけです。しかし、まだ400億円以上の借金が残ってるわけです。これを早く返さないといけないわけです。資本費平準化債の中で補ってますけれども、これは母屋で助けてるわけで、一刻も早く、全体として公共下水道事業特別会計で持ってる借金を返していかないといけないわけですから、そういう点で、頑張った分は借金を返していくというルールを財政課と調整して頑張っ

ていくという姿勢が大事だと思うんです。これは繰り入れ、繰り出しの関係で考え方としてきちんと持っておくということが大事だと思います。改めてそういう姿勢を示していただきたいと思います。

それから、職員体制の問題ですが、権限移譲でいろんなことに対処しなければならぬ中で、ベテランの人が減ったりなんかしたら、心配なんです。そのことについて確認もしたいし、答弁をお願いしたいと思います。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○野原修委員長 再開します。

人件費事業についての予算は、総務常任委員会へ分割付託されていますので、その点を踏まえて、体制について答えられる部分で答弁をお願いします。

藤井部長。

○藤井土木下水道部長 平成24年度の補正予算のことにしましては、土木下水道部にしましては一般会計では増減はございません。私どもの部には特別会計と両方がありますので、トータル的な人数としましては増減はございません。ただ、今年度、先ほど申し上げましたような形で道路用地として、国有農地を取得していくということで仕事がふえてまいりますので、来年度へ向けまして人員の要望をかけていきたいと考えております。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 一般会計に戻すのではなくて繰上償還をしたらどうかというご質問でございますけども、今現在、平成25年度の予算編成時期でございます。財政課からは財源が大幅に不足してるようなことも聞いております。確かに公共下水道事業特別会計としては

繰上償還ができればベストではございますけれども、公共下水道事業特別会計のことだけを考えておけばいいという状況ではないと。少なくとも財政課では特別会計も含めた市全体の財政運営ということを考えておりますので、我々も当然、協力していく必要があるだろうと。ですから、今の厳しい財政状況を考えたときには、財政課で来年の予算に向けて財源の確保に努めておられる状態でございますので、我々としても財政課の方針に従うということでございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 今まで部長が頑張った時代があったんです。財政課の言いなりにならない。財政課も公共下水道事業特別会計の努力を受けとめていこうというルールがあったんです。だけど、いつからもとに戻ったんですか。私が聞きたいのは、これだけたくさんの借金を抱えて、全部、母屋の借金がここへ来ているわけです。協力していくということは、やぶさかではないです。市全体として考えて、所管もそういう思いを持っているというのは大事ですけども、まず第一に所管の部分の役割を果たしていくというのが、これは担当課と所管部長、それぞれの責任だと思うんです。そこを放ったらかして、一般会計に戻すというのは、これは違うと私は思うんです。何のために頑張ったか。それは所管としての仕事をきちんとやっていきたいと。それで余ったら返したらよろしいけれども、それはまだ大きな借金、摂津市の中で一番大きな借金を抱えてる所管です。これを全部返してしまうというような、そんなことではなしに、頑張っていくというそういう姿勢が大事ではないかと思うんですけども。部長のお考えをお聞きします。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 公共下水道事業特別会計繰出金の969万2,000円につきましては、全てが人件費でございますので、これにつきましては一般会計と特別会計に分かれておりまして、それから年度内に起こりました人事異動における賃金の差、ランクの違い等々がございまして、それを精査した結果が減額になったということで、この点につきましては、最初から充当されておるのが人件費でございますので、これは返さざるを得ないのかなと考えております。ただ、今後におきましては、私も前々から申し上げておりますが、一番大事なのが基準内と外とがございまして、当然、一般会計から繰り入れてもらわないといけないのは基準内です。簡単に申し上げますと、雨水の部分につきましては、一般会計から入れてもらわなければならないお金です。当然、建設費の債務もそうですし、今後もかかってます維持管理費等につきましては、これは絶対にもらわなければならないものです。そういうふうな形で今現在、精査しておる中で、まだ全て明らかになっておりません。明確になっておらないというのが一番、正解なのかもしれません。これを、どの部分が基準内で、どの部分が基準外をもう少しきちんとしていこうということを検討しております。そういう中で、財政課とも議論していきたいと考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 都市整備部長が出席されたので、再度質問をします。予算書の34ページの項4、都市整備費、目1、都市計画総務費の中で1,671万9,000円の減額がされました。人件費事業についての予算ということで出席をされていなかったということでした。これは、議会運営委員会で委員会の付託先を

決定した関係もありますが、先ほど国有農地を購入するという話が出ていた中で、今までは開発に伴う手続は全部、大阪府であった。ところが、今度は摂津市になると、これは開発申請についての事務的な手続とか、いろんな現地の立ち会いとか、そういうのが発生してくる。当然、権限移譲で財源が一応はおりてくるのかもしれませんが、体制についても補填してくれるというようなことでもありません。実際に権限移譲がされたときに、こなししていく体制があるのかどうかというのが非常に気になりまして、この中で約1,600万円もの金額が減らされるということについては、2人ほど減らされたんではないかというような思いがするわけです。44ページの総括の中では補正前と補正後で言えば4人が減っているわけですね。人数の減だけではなく、ベテランの方が退職されて補充された新しい方は、戦力的にいろいろとしんどい部分があるんじゃないかとそういう思いがするんですけども、都市整備部で補正予算として1,600万円減額された中身、それから権限移譲によって十分、対応できる状況にあるのかどうかをあわせて聞いておきたいと思います。

○野原修委員長　それでは、都市整備部の体制について、人件費事業についての予算は総務常任委員会に分割付託されていますので、答えられる範囲内で答弁をお願いします。

吉田部長。

○吉田都市整備部長　それでは、今、委員からご意見をいただきました権限移譲とのかかわり、そして、人件費が減った要因ということで、もともと昨年までは大阪府の職員、出向組が2名おりまして、平成24年度におきましては1名ということで減っております。

もう1点は、平成23年度時点では次長職がおりまして、私が次長でしたが、その上に部長がおられたということで、今年度、都市整備部には次長がおりません。ということは、部長の次は課長というような組織で、1名減というような形状にはなっております。だから、そういう人件費からいいますと減にはなりませんけども、ただ、ご指摘のとおり、権限移譲という大きな課題がございます。これについては我々も非常に頭が痛いところでございまして、そのあたりをどういう形でカバーしていくのかということがございます。現在、建築開発等を専門的にできる方について大阪府の現役職員に摂津市で実務をしながら、そういう方を入れて指導をいただきながら一緒に進めていきたいというふうに、現在、人事課を通して大阪府に要請をかけております。できましたら我々のほうでは土木職よりも建築職が非常に少ないので、人事課とも今後、協議をしなければなりませんけども、やはり権限移譲という目の前に来ている課題がございますので、我々とすれば大阪府のほうに建築職で出向していただいて、こちらで人材の育成も兼ねて一緒に業務をしていただきたいということで現在、働きかけている状況でございます。

○野原修委員長　山本委員。

○山本靖一委員　大変な状況はわかってきたんですけども、大阪府のほうに1人帰られた、それから次長職がいなくなった。それで2人減ったと、こういう認識でよろしいですか。

権限移譲でたくさんの仕事が来たと。大阪府からは1人だけ来て、事実上、1名の減という体制で、出発するということですけども、先ほど部長が説明された権限移譲との関係で、人が減った段階

でいけるのかどうか、絶対大丈夫という思いでおられるか、そうではなしにやっぱり少なくとも摂津市で1名、それから大阪府から1名、前の体制ぐらいにはしていきたいと。それでもまだ不十分やと私は思うんですけれども、どんな思いで来年度、臨もうとしておられるのか、改めて聞かせてください。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 ご指摘のとおり、我々も本音を言わせてもらいますと、担当は非常に不安だと思えます。ただ、今現在、5か月になります、大阪府に担当を研修に行かせております。ただ、それで十分かということであれば、難しいと思えます。今回、権限移譲の中で市街化区域内における開発の部分だけでございますが、今後、調整区域の開発の部分で権限移譲されると、非常に難しいということもございます。ただ、今回は市街化区域における権限移譲は、都市計画法第29条の開発、その許可のみでございますので、大阪府の方に来ていただければ、ある程度、カバーできるのかなと。

もう1点、建築課には大阪府のOBの方でございますけれども、アルバイト雇用ということで来ていただいています。開発を経験されているOBの方に今、来ていただいて、その方もあわせて一緒に業務をしていただいているという状況をつくり上げております。

もう1点、言いますと、権限移譲というのは大きな課題にもなりますので、我々とすれば大阪府に何とかお願いをしたい。ただ、大阪府も摂津市と変わらず建築職が非常に減っているという実情であると聞いております。我々とすれば何とか2年の期間、来ていただいて、若手も入ってますし、そしてもう1点、営繕担当のほうにも建築職が2名おりますので、そ

のあたりもあわせて勉強会をするなりして、一つの課の中で応援体制をつくり上げていきたいと思っております、だからそのあたりは今の現有、足りませんけれども、我々とすればそういう応援体制も含めて、いろんな形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 精神論だけで物事が進むというふうには私は思いません。例えば、劣化した校舎とかについて、まともな調査ができてない。それから、解体工事に当たっても所管は対応できない。建築課のほうから来られて説明すると。そうすると、権限移譲だけではなしに、現状の公共施設の劣化の対策とかそういう意味でも、その体制が非常に気になるわけです。そうすると、頑張りますと言われたって、それは保証がないわけですから、それは結局、市民に返ってくる。たまたま大事に至らなかったということがありますけれども、教育委員会の施設だって本当にいろんなことが今、起こってるわけですし、既に補修したのにその後、またそういうことが起こってるということが繰り返されてる。どこにその原因があるのかというのは、やっぱり思うわけです。そうすると、今、おっしゃったように、頑張りますでは済まされないというふうに思うんです。真剣に人事課に、体制の問題については、今、大事な時期ですから、それぞれ所管の部長も頑張っていたきたいということをお願いしておきます。

○野原修委員長 ほかにないですか。

木村委員。

○木村勝彦委員 今の山本委員の質問に関連をするんですけれども、大阪府の方針で権限移譲をするということは、我々、どう受けとめたらいいのか。喜んでいい

のか、悲しんでいいのか。現実にはそうして大阪府からの派遣の方も減っていったる、職員も減っていったる。摂津市の職員体制は800人から今、600人台になってるという状況の中で、果たして所管の中で万全の体制でこのことが処理されてるかといいますと、最近、いろんな事故が起こってますけれども、私はやはり工事の検査体制というものが非常に手薄になってるということを従前から指摘をしてきました。そういう点では、やはり、中間検査なり竣工検査をしていないからああいう事故が起こってきたと思っています。やはり検査体制をきちりとするためには、やはり人員の確保が必要ですし、今の権限移譲の中で減らすだけで、人を減らし、金を減らしということだけでは職員の仕事にも限界がありますし、そういう必要なところには人を配置していくという基本方針をしっかりと担当部として持って、人の配分について当局のほうに要求をしていくということにしてもらわないと、ただ800人から600人台に減らすということだけでは、私はだめだと思います。そういう点では、今、起こってる事故、これをどう皆さんが認識してるか。工事の中に問題がなかったか、検査体制に問題がなかったかということをきちりと検証して、そういう体制の問題について担当部としてしっかり考えを持っていてもらいたいと思うんですけども、その辺の考え方について部長のほうから一遍、方針を聞かせてもらいたいと思います。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 今、木村委員から体制についてということでご質問をいただきまして、最近ですと、非常に危機感を覚えております。この前の中央自動車道のトンネルの天井板崩落事故。幸い

に、ああいう構造のものは本市にはございませんけれども、長年来の構造物というのは非常に多くございます。

そういうふうなものについて、今年度から取り組んでおります、特に、当部に關係して絶対に起こっては困るというのが落橋でございます。橋の維持管理について、長寿命化に向けまして全て取り組んでいこうと。私が携わっておったときから考えますと、落橋だけはしないような構造にしております。ただ、この基準につきましては阪神・淡路大震災が起こった後のこととございまして、この点検については全て終わっておるわけなんですけれども、ただ災害はどういうふうに行ってくるかわかりませんし、どうなるかというのは日々の維持管理、この点につきまして職員が日々、追われておるといふ現実がございます。ですので、管理というのを怠ると事故につながるということですので、事故が起こらないように日々の管理を行うには、やはり人員体制が必要ということでございますので、先ほど吉田部長が言いました、建築職だけではなくて、土木職につきましても増やしていただいて、そのような体制で取り組んでいきたいというふうには、考えておる次第でございます。

○野原修委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で議案第54号所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 先ほどと同じような議論になってくると思うんですけども、補正予算書10ページに給料、職員手当、共済費を合わせて670万7,000円の減額ということです。これは体制問題ですか、人の入れかえとかいろいろなことが起こることによって事業として支障がないのかということをお聞かせください。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 人件費でございますけども、平成24年度当初につきましては14名、当初予算では計上しておりました。しかし、実際には4月から6月の間、人事異動により1名減となりました。現在は14名になっておりますけども、この3か月間が1名減員ということになっております。

そういう中で、3か月間ではございますけども、1名減員分については他の職員がこれをカバーしてきたわけでございます。我々としては当初からやはり14名体制ということで臨みたかったなど。人員ということについては、我々としては適正な配置ということで、少なくとも今の体制は今後も維持していきたいと考えておるところでございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 下水道総務費で670万7,000円、それから下水道整備費の関係で408万円です。3か月で1名減だけの金額だったんでしょうか。随分、大きな金額だと思うんです。そこら辺をちゃんと説明して欲しいというのが一つです。

それから、もう一つ、さっきも言いましたが、精神論だけではいけないわけで、正雀終末処理場の機能停止に関係する問題だって、受け入れ予定候補の自治体との交渉とかいろいろな仕事が増えてきてる

と思うんです。仕事全体としては大変な状況にあると思うんですけども、14名の体制で十分なのか。私は絶対そういうふうには思っていないわけですが、頑張るといふような話があるかもしれませんけれども。

それから今、抱えてる仕事の関係でこんな状況でいけるんかと。弱気になってしまって財政課の言いなりになっていくというような気がします。そういう精神的な部分も随分いろんな仕事に影響することは間違いないわけです。ただ、いつまでも精神論でいけないというのは、はっきりしてるわけですけども、改めて部長のほうから体制問題ということで聞かせていただきたいと思います。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 人件費の説明でございますけども、3か月間の1名減とあわせまして、人事異動に伴います職員給与の単価差がございまして、こういったものを含めてこの額になってるということでございます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 特別会計の中で下水道総務費と下水道整備費に分かれております。簡単に申し上げますと、下水道整備費というのは下水道に携わる工事に対して携わっている人間、現在ですと6名が下水道整備費の対象でございます。それ以外の、例えば維持管理でございますとか、予算措置でありますとか、そういうふうな総務関係というふうに位置づけている人間が8名、そういう特別会計の予算の中に該当する人間で、トータル14名ということになっておまして、この人間が適正かどうかということになりますと、今のところの状態ですと何とかなっているのかなということでは感じておる次第でございます。

その中で、先ほど山本委員がおっしゃったように、正雀終末処理場の機能停止に関係する問題に携わっている人間につきましては一般会計でございますので、一般会計の人間等を含めると、トータル人数は20名でございます。6名が一般会計で、私も含めてなんでございますけれども、一般会計の予算の中から出ておるといふことでございます。

そうしますと、まず特別会計だけで今後、どういうふうになっていくのかなと。私は下水道整備費に該当しております6名については、この人員が限度かなと。なぜかと申し上げますと、確かに年々、整備というのは減ってきてはおりますけれども、ただ入れにくくなってきている末端といいますか、一番最上流部に位置する非常に過密になっているところについて入れていっているというのが現実でございます。ですので、額こそ低いわけなんですけれども、やろうとしている仕事が複雑になっている、輻輳している等々についての設計から現場対応をしていかなければならないということでございますので、整備費関係についてはこれぐらいが限度です。これ以上、減っていきますとやりにくくなってしまいます。

ただ、次、総務費関係で維持管理等に含めておる人数については、今後はこちらのほうがやはり増大になってくるのではないのかなと。ですから、下水道の管理におきましても日々、管理に追われておるような次第でございますので、これについては増員等について考えていかなければならないと、考えておる次第でございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 石川参事にお聞きしたいんですが、もう少し親切に教えていただけませんか。3か月で1,000万円

を超えるお金です。課長クラスが入れかわられたのでしょうか。この差額というのは大変大きな金額ですから、そうすると大分、ベテランがやめられて、新しい人が入ってきたんだと。何人、入れかわったのか、そのことによる影響はないのかというようなことが次々、疑問が出てくるわけです。大丈夫とおっしゃるんですけども、技術の継承だって、事務の継承だって本当に大丈夫ですか。見えないところで問題が起こっているんじゃないかと、いろいろ気がつくところがあるんですけども、大丈夫かと。大丈夫とおっしゃると思うんですけども。しかし、こういう人の入れかえとか、人が減ったとか、そういうところの補充をできるような体制ではないと思うんです。今、部長がおっしゃったように、6人、これがぎりぎりやと。そんな中で1人でも減ったらどんなことになるかということで、大丈夫と、石川参事が一人で頑張りますというような話をまともに受けられないので、やっぱり所管としてこういう人件費の問題についても、これは体制の問題ですから、きちんと答えていただきたいなど。全然、人が入れかわっても問題なかったと。もう少しそのことによって、数字にあらわれてくる中身について、教えていただきたいというふうに思うんです。

それから、969万2,000円の一般会計繰入金の関係です。資本費平準化債を発行されているわけですが、借金は所管としてどういうふうに返していこうと考えてらっしゃるのか。これは一般会計から繰り入れてしまうしかないわけで、資本費平準化債を抑えるか、一般会計から多く入れてもらうかだと思うんですけども、きちんとした考えをお持ちなのか、改めて聞かせてください。

○野原修委員長 質問者の意図を踏まえて、丁寧な答弁をお願いします。

石川参事。

○石川土木下水道部参事 人事異動でございますけれども、4月の人事異動後、13人という体制でございます。このときの人事異動といいますのは、公共下水道事業特別会計から一般会計に2名、水道事業会計へ1名、このときに公共下水道事業特別会計のほうに来られたのが一般会計から1名と新人職員が1名で、1名減と、こういった体制で4月、5月、6月。7月にまた人事異動がございまして、一般会計から公共下水道事業特別会計に1名増となっております。今現在、14名ということでございまして、また10月に人事異動がございまして、次長職が水道事業会計にいて、また次長職として一般会計から公共下水道事業特別会計のほうに1名入ってきたと。こういうことで人件費の減額が生じているものでございます。

それと、資本費平準化債の考え方ということでございますけれども、確かに平成16年度以降、毎年、資本費平準化債を発行してきて、さらに今後も当分の間、資本費平準化債の発行が必要だと言われております。もちろん資本費平準化債というのは元金償還のために借り入れるものでございまして、我々としてはこれはできるだけ早い時期にやめたいと、これが本音ではございますけれども、ただ資本費平準化債をやめた場合に、一般会計からの補填があるのか、これが非常に厳しい状況であると。一般会計としても公共下水道事業特別会計に回すそんな余裕はないと言われてる中で、資本費平準化債の発行は市として今現在、やむなしと。これをしなければ公共下水道事業特別会計で大幅な赤字を抱えてしまうというこ

とになります。

ですから、もちろん資本費平準化債に対する利息というのは発生してまいりますけれども、これは一般会計それから下水道使用料分がございまして、こういったもので補っていくしかないと考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 つまり、母屋は大変やけれども資本費平準化債はこれだけ、一般会計からの繰り入れはこれだけというのをこういうふうに出したわけですよ。ところが、平成23年度の決算では浮いた金額の半分は資本費平準化債に、半分は一般会計のほうに返したと。母屋が最初からあかんといってるならそういう議論になったらいいと思うんですけども、くれたわけですから、くれた中での処理の話をしてるわけです。全然違う議論になってるわけです。おかしい話やと私は思うんですけども、何回も同じ話をしてるんですけども、一旦、母屋が大変な財政の中から繰り入れてくれたんだから、それはこのまま残してほしい。それで借金を返したいと。また赤字になったらあかんから、何ぼか繰り越しのための財源を置いてほしい。当たり前の話じゃないですか。ないものをくれということではなく、いただいたものを頑張って浮かせたと。そのうちのいくらかを残してほしいと。半分は資本費平準化債に充てましたけれども、そういう考え方を所管として持つ必要があるんじゃないかという話を何回もしてるわけです。これ、間違ってますか。間違ってるんやったら間違っていると答えていただいて結構です。

それから、人事異動の中で交代があるということは大事ですけども、その間に体制として問題はないですか。技術の継承、これをしていかないといけません

けれども、これだけの金額の差が出るということは、恐らくベテランの人と新しい人が入れかわったということの中で給料の差が出てきたんだと思うんです。体制として一時は弱体化するかもしれませんが、そういうギャップをできるだけおさめていくというのが必要だと思うんですけれども、これだけの金額が出るということについて、全く今の状況の中で問題がなかったと言い切れるんやったらそれで結構です。そういう中身について聞いていますので、きちんとした答弁をしてください。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 人事異動に伴う話から申し上げますと、確かに一番最初、当初予算を組んだときは、第1回定例会の時期でございますので、そのときには人事異動を想定しておりません。それで予算を組ませていただきました。その後、まず1回目に発生しますが、4月1日の人事異動がございました。その中でまず下水道総務費につきまして人事異動がございまして、その中で、4月1日の人事異動では、財政に長けた人間がやってきてくれた。このことについては大きいと、予算を立てたときよりも人的にはよくなったと、こう考えております。

続きまして、今度、下水道整備費につきましては、ベテランが出ていって新規採用職員がきたと、こういうことが起こりました。この辺については人事サイドはどういうふうに言うかといったら、プラマイゼロというふうな言い方をするわけなんですけども、全てがプラス動向には働かないという現実がございます。

それから、また7月に人事異動がございました。これにつきましては、先ほど石川部参事が申しあげましたように、1人増になったものでございます。

それから、次に10月1日の人事異動で、これにつきましては次長職の入れかえがございました。この入れかえにつきましては、私が感ずる中では出ていった人につきましても、来ていただいた人につきましても、大差なく下水道の仕事に携わっていただけるというふうに考えておりますので、この辺のことにつきましては金額の差はございますけれども、能力的には大差がないかなと、こういう人事異動でございました。

というふうなことで、財政課が喜んだかもしれませんが、人件費は余ったというような結果でございます。

それと、一般会計繰入金、これにつきましては、当初予算を組ませていただくときにおきまして、赤字にならないような形、これも見込みで、下水道使用料も見込んで、それから全てのことを勘案した中でプラスマイナス、帳じりを合わすような状態で繰出金を出していただいて、公共下水道事業特別会計を3月の議会で可決していただいて、それを執行していったと。結果的に余ったから返すというようなこと、そのうち先ほど言われたような形で、資本費平準化債がまだ借りれるから借りていった。その部分が余ったから返していった。それから、もう一つ、半分余ったから、これについてはまた一般会計へ返していったというようなことでございます。先ほど委員がおっしゃったように、返す部分を借金の返済に回せば、そういうふうな債務が少しでも減っていく、この辺の考え方はどうなんだということですが、確かに下水道に携わっている人間からいいますと、少しでも返していった健全な会計に持っていきたいというのは持っております。この辺につきましては常に議論をしております、私の言い方でいきますと、借金させたのも

財政課と違うんかというようなことで、私はいつもそういうような形で取り上げておりました、好きで借金しておるんと違うやろと。市のため、公共事業のためにやっていった中で、やはりそれを特別会計だからといって、赤字を出していったらどうやねんということの議論ではなくて、やはり健全な経営に持っていかうということで、少なくとも全てを返していききたいということで考えていきますと、やはり一般会計から余裕があるならば出してくださいというようなことで議論をしておりますが、何分にも一般会計のほうにつきましても余裕がないんだというような一点張りで、何とかということで現在、賄っておるような次第でして、今後におきましても健全な経営に向けて常に議論をしていききたいと思っております。

○野原修委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修委員長 以上で議案第57号の質疑を終わります。

続いて、議案第61号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第65号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 これも地域主権第2次一括法による取り組みなんでしょうけれども、恐らくこういう基準で今まで工事もやられてきたというふうに認識するわ

けです。地方自治体として条例化していく。後退させるといったらおかしいけど、これも地方自治体の責任ということになってくると思うんですけども、実際にこれは今、国の法律に基づいて工事がやられてると。それをそのまま引き写したというふうに認識してるわけですけども、実際に今度、今までは国の法律でしたが、摂津市自らが物差しに基づいて管理もしなければならぬし、監督もしなければならぬ、工事の発注もしていかなければならない。コンサルタント任せにできない、そういう責任を担っていかなければならないという問題ですけども、従来と同じです、変わりませんというふうなことで逃げられるというふうなことではないと私は思うんですけども、改めて権限移譲について、中身については今までやってることと一緒に変わりはしませんというふうなお話かもしれませんが、責任は発生してくる。今までも責任はないと言いませんけれども、条例の改正ということになってきますと、よりきちんとしたものが出てくる。そのところについて、お聞きしておきたいと思います。

○野原修委員長 樫本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 山本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

今までから下水道法にのっとりまして下水道の工事に携わってきておりました。私どもとしましては、下水道法から下水道条例に変わることによりまして、私どもに対する責任も増えてくるというのは十分、承知しております。ただ、条例についても、詳細につきましてはいろいろな規則などがございます。今の時点でこれまでの下水道法に鑑みまして物足りないとかそういうような足りないものというものは、私どもの中では認識はありま

せんでしたので、このままで今のところ
まずやっていけるのではなかろうかと考
えたものです。今のこの状態のままで続
けていきたいと考えているところであり
ます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 国の法律、その都度、
変えられてるところがあると思うんです
けれども、技術の進歩とか、いろんな工
法の開発とかということの中で、必ずし
もここに書いてあるというようなことで
はなしに、新たなものに置きかえられる
と、そういう研究だって条例化してい
く中で必要になってくると思うんです
が、今のままでやったら問題ないから
そのままいきますということじゃなしに、
本当に例えば業者のほう現場に行っ
たときでも担当のほう知識不足で業者
のほうからいろいろ言われてそのまま帰
ってくるというような事は、よく聞く話
なんです。そうでないことを祈ってるわ
けですけども。そうすると、ここに書い
てあるようなことはいずれもっと発達し
た形の中で条例を置きかえていくとい
うようなものにつながってくると思う
んですが、そういう意識はお持ちです
か。

○野原修委員長 樫本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 山本委員の
質問に答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、権限移譲につつま
しては地域に則したものに考えなさい
ということで、下水道法から条例に変
えたということで認識しております。委
員のおっしゃるとおり、私どものほう
も日々、努力しながら勉強しております。
少なくとも条例に関しまして今のとこ
ろ考えていますのは、ごくごく基本、
下水道についての基本についての規定
をしていくことでございまして、詳細
については別のところで書かれてる
部分があります。私

どもにつきましては、それにつきましては
近隣の市町村と協議をした中で、また
地域の特性に合わせて、私どもの中
で基準などをつくってやっていくと
ころでございまして。条例を逸脱し
ない範囲でやっていくということは
十分、考えておりますので、また
条例のほうは逆に時代に合わな
くならぬように、それはそのとき
にまた考えていきたいと考えて
おりますが、今のところはそれは
認められないと認識して
おります。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 下水道法が条例に置
きかえられたということの中で、今
までは変わらないけれども、しかし
今後、考えられる問題として、自
治体で独自にいろいろ新しいもの
に置きかえていくと。これは小回
りがきくのかなと、実態に即して
というようなことがあるかもしれ
ませんが、このことを後退させ
ないというふうなことが大事だ
と思うんです。現状の法律、最
低限のことをくくってあると思
うんですけども、それを後退さ
せないという、このところが一
番大事なことだと思うんです
けれど、そのためにはやっぱり
それだけの、先ほど木村委員
のほうがおっしゃった、検査
体制とか設計に携わるそう
いう人たちの技術というん
ですか、知識というふうな、
それを高めていく。これはあ
らうとなかろうと日常的に
やっていかなければならぬ
けれども、条例をつくった
ときにはなおさらそのこと
を改めて問われると。私は
そういうふうには思ってい
ます。したがって、改めて
条例化をしていく上に当た
って、部長のほうからその
責任を果たしていく決意
みたいなものを聞かせて
いただきたいと思います。

○山本靖一委員 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 おっしゃるとお

りでございます。言葉を悪く言えば政府の押しつけ、うまく言えば末端市町村が全て管理する下水道なんだから、下水道法に頼らず自分のところのバージョンで置きかえた形で条例を制定して、維持管理に努めなさいというような言い方で全てくくられております。

平成22年6月22日から始まった地域主権戦略大綱から始まっておりまして、おっしゃるように、地域主権第2次一括法に該当する部分でございます。この中でどういうふうに言われてるかといいますと、参酌すべき基準については地方公共団体が十分、参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。これが大きい部分でございます。末端市町村に即した内容で条例を定めて、それに対してつくったり、管理したりということをしなさいということを決めたわけでございますが、今回の改正におきましては結果的には下水道法そのものを全て適用いたしまして、最低限、数字はやはり守らなければならないこととあわせて、かなりの審議を重ねた中で、本市独自のものも含めまして、大阪府全域で考えた結果、こういうふうな形で下水道法の中に参酌した内容がこの条例に転記させていただいた内容でございます。

おっしゃるように条例ですので、これは摂津市独自ですので、職員一同、その認識を持って今後についてはこれ以上のものになる部分についてはさらに定めていかなければならない部分も考えておりますので、認識は今以上に持って仕事に臨んでいく所存でございます。よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で議案第65号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時33分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 補正予算書9ページで、現給保障制度の段階的廃止ということで、水道部の職員で対象者は何人になるのでしょうか。全体では100人ぐらいというふうにお聞きしてるんですが、水道部では何人ぐらいの対象者がおいでになって、何年ぐらいで全て退職されていくのか聞かせてください。

○野原修委員長 答弁を求めます。

豊田参事。

○豊田水道部参事 ただいまの山本委員のご質問に答弁申し上げます。

現給保障制度の水道部の対象人数ということでございますけれども、申しわけありませんが、この部分につきましては、人事課から私どもに水道事業会計で19万7,000円減額されるということで、人事課で一括管理されている関係上、私どもでは金額のみ把握させていただいてるという状況でございますので、済みませんがご理解願いたいと思います。

それと同時に退職者の数でございますけれども、これにつきましても異動等々がございまして、私どもでは全て把握できないという状況でございますので、これにつきましても申しわけありませんが、ご理解願いたいと思います。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 ひどい話だなと思うんですけど、給料の計算は人事課ですが、

対象になる人数もわからない、人事管理は人事課かもしれませんが、企業会計ですからやっぱりそれぐらい把握する、教えてもらうというのはありだと思うんですけども、ひどい話やなと思います。

日常的に自分のところの所管の職員のこと、そのようなことを、少なくとも所管として把握するというのは大事な仕事だと思うんですけども、19万7,000円だけの問題ではないと私は思うんですけども、さっきからいろんな議論をしてるんですが、やっぱり体制の問題としてどういう職員が入れかわっていくのか。技術の人が欲しい、事務の人もこういう人が欲しいというふうにいろいろと希望を持ってるわけと思うんですけども、補正前、そして補正後も体制としては38人ですね。他会計より7人、他会計へ5人、退職が2人ということで、人数としては38人が確保されてるわけですけども、技術の継承であるとか、今の維持管理の体制をどういうふうにしていくかというのは、まさに一番大事な仕事になってきているというふうに私は思うんですけども、人件費から見ていくときにそういうことの継承が本当にできていくのか、改めて大丈夫ですと答えただけのらんだらそれにこしたことはないわけですけども、心配していますので改めてその部分の答弁もお願いしたいと思います。

○野原修委員長 豊田参事。

○豊田水道部参事 それでは、私から山本委員の2回目のご質問に対して答弁申し上げます。

技術の継承という部分については、私ども、水道部としましても認識しているところでございます。そういう部分では現状、職員が38名という中で、技術については継承していきたいと考えている

ところでございます。今後につきましても、人数に対しては経営ということもございまして、経営と水道料金等々のいろんなバランスの中で人事ということも考えていかなければなりませんので、その辺については技術の継承ということも大事ですので、その辺、全てをバランスとりながらやっていきたいと考えているところでございます。

当然、その中で技術をどう継承するかについては、これだけ人数が減ってきておりますので、さらにもう一度、水道部の中で検討、検証していく必要があると考えているところでございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 お願いというたらおかしですけども、一時は60人からおられた職員が38人になった。一人ひとりが果たす役割というのが非常に大きくなってきていると思うんです。そこでぎりぎりの中で仕事をされていけば技術の継承なんていうのは簡単にできないわけですから、きれいごとではいけないというふうに私は思うわけです。そうすると38人が、これでいっぱいなんかよくわかりませんが、改めて定員管理も含めて、それから技術の継承も含めて、いろんな真剣な議論をされてると思うんですけども、本当に市民の水を守るという立場で、安心して大丈夫です、任せてくださいというぐらいの答えが返ってくるようなそういう体制を確保していただきたいというふうにお願いいたします。

○野原修委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で議案第55号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○野原修委員長 再開いたします。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第54号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○野原修委員長 再開いたします。

所管事務調査について協議いたします。
本件につきましては、平成25年1月29日に石川県加賀市、1月30日に石川県小松市を視察するという日程案をご提案させていただきます。委員の皆さん、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 それでは、そのように決定します。

以上で本委員会を閉会します。

(午前11時46分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野原 修

建設常任委員 木村 勝彦